

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草加市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

草加市長

公表日

令和7年9月17日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務												
①事務の名称	個人住民税賦課事務											
②事務の内容	<p>●事務全体の概要 地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」という。)を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。 また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。</p> <p>●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <p>①申告等情報の受領及び管理 ②他自治体等から草加市への調査回答、草加市から他自治体等への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑧賦課情報に基づく所得・課税証明書発行</p>											
③対象人数	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">[10万人以上30万人未満]</td> <td><選択肢></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> <td></td> </tr> </table>	[10万人以上30万人未満]	<選択肢>			1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満			3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	
[10万人以上30万人未満]	<選択肢>											
	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満										
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満										
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム												
システム1												
①システムの名称	個人住民税システム											
②システムの機能	<p>①課税対象者管理機能 賦課期日時点における住民及び特別徴収義務者に関する情報を管理する。</p> <p>②当初課税資料管理機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書、確定申告書、その他課税資料等の管理を行う。</p> <p>③課税情報管理機能 賦課決定した所得・控除・税額等の情報を管理する。 特別徴収義務者(事業者)は特別徴収税額等の情報を管理する。</p> <p>④異動・更正処理機能 所得、控除等に変更が生じた場合に住民税更正処理を行う。 特別徴収者が退職等により異動が生じた場合に住民税徴収方法変更処理を行う。</p> <p>⑤通知書等発行機能 普通徴収に関する通知書や特別徴収に関する通知書を発行する。</p> <p>⑥証明書発行機能 納税者(個人)単位で、非課税も含む課税証明書を発行する。</p> <p>⑦証明書発行システム連携機能 証明書発行システムと最新の証明書情報の連携を行う。</p>											
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="radio"/>] その他 (番号管理連携システム、証明書発行システム)</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input type="radio"/>] その他 (番号管理連携システム、証明書発行システム)				
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム											
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム											
[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[] 税務システム											
[<input type="radio"/>] その他 (番号管理連携システム、証明書発行システム)												

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	税宛名システム
②システムの機能	<p>①住民データ連携機能 住記システムに登録・更新された住民情報を取得し、宛名情報を更新する。</p> <p>②宛名番号付番機能 宛名番号が未登録の個人について、新規に番号を付番する。</p> <p>③宛名情報等管理機能 住登者及び住登外者の宛名項目(氏名・性別・生年月日・住所・個人番号等)を管理し、各税務システムに提供する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (番号管理連携システム)</p>
システム3	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p>①給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能 年金保険者からの年金支払報告書、事業所等からの給与支払報告書を電子データで受信する。</p> <p>②特別徴収税額通知データの送信機能 給与所得者又は年金所得者の特別徴収税額決定通知データを年金保険者や事業所等へ送信する。</p> <p>③申告データ審査・照会機能 地方税電子申告の申告データ審査と管理を行う。</p> <p>④申請・届出データ審査・照会機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、特別徴収事務に関する申請書(異動届出書等)、申告特例通知の審査と管理を行う。</p> <p>⑤共通納税システム 納税者が地方団体へ行った電子納税の納付情報を電子データで受信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>①国税連携データ配信機能 国税庁から送信された連携データ(所得税確定申告書等データ、法定調書データ、扶養是正情報等データ)を地方公共団体の受信サーバに配信し、地方公共団体で国税連携データを国税連携データ照会機能から利用できるようにする。</p> <p>②国税連携データ照会機能 『国税連携データ配信業務』によって国税庁から地方公共団体へ送信された国税連携データを地方公共団体で検索、表示、印刷、ダウンロードを行う。</p> <p>③団体間回送機能 他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データとして送信する。扶養是正情報等データを国税庁連絡サーバへ送信する。</p> <p>④マスタ管理機能 国税連携システムで利用する上で必要な団体情報、利用者情報等の登録、更新を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 番号管理連携システムを介し、庁内連携システム及び住記システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (番号管理連携システム)</p>
システム7	
①システムの名称	証明書発行システム
②システムの機能	<p>①既存システム連携機能 証明書発行要求を受け、税務システム等から証明書情報を連携する機能</p> <p>②証明書データ作成機能 既存システムから取得した証明書情報から証明書データ(PDF)を作成する機能</p> <p>③証明書交付センター連携機能 証明書交付センターからの証明書発行要求を受信する機能及び証明書交付センターへの証明書データを送信する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (証明書交付センターシステム)</p>

システム8	
①システムの名称	窓口支援システム
②システムの機能	①市民の4情報を取得して申請書に転記する機能 ②次に行くべき窓口の候補を一覧表として出力する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム9	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税についてオンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (マイナポータル申請管理)
システム10	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第1項（利用範囲） 別表の24の項 ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ● 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（特定個人番号利用事務）に「地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」とある項（48の項） ● 番号法第19条第8号に基づく主務省令 上記、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における法令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市民税課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民及び市外在住の課税対象者並びにそれらの被扶養者
その必要性	住民税の適正な課税を行うに当たり、必要範囲の特定個人情報を有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために記録 ・4情報、その他住民票関係情報:対象者の賦課期日時居住地、世帯情報を把握するために保有 ・国税関係情報:対象者の確定申告書等に係る情報に基づき、住民税の算出、増減額を行うために保有 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:保険料等の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有 ・障害者福祉関係情報:障害者関係情報に基づき、非課税者の抽出、減免および控除額の算出を行うために保有 ・生活保護関係情報:生活保護情報に基づき、非課税者の抽出、減免の算出を行うため ・雇用・労働関係情報:雇用保険等の情報に基づき、社会保険料控除の算出及び、労働関係情報に基づき、特別徴収税額決定通知の発送および普通徴収切替処理を行うため ・年金関係情報:対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出等を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	総務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、保険年金課、子ども政策課、保育課、生活支援課、地域介護課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (情報提供ネットワーク利用機関、自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (公的年金支払者、給与支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAXシステム、国税連携システム)
③使用目的 ※		①課税資料(申告情報)の取得 ②課税資料に関する調査・照会 ③個人住民税額の決定 ④税額の通知
④使用の主体	使用部署	市民税課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①各入手元から取得した申告情報を基に賦課情報を作成する。 ②税額通知作成の委託先に賦課情報を提供する。 ③納税義務者、公的年金等支払者及び事業所(特別徴収義務者)へ税額を通知する。 ④賦課情報を基に、申請に応じて課税・非課税証明書を発行する。 ⑤必要に応じて徴収方法の変更、税額変更等を行う。
情報の突合		①申告情報を取り込むに当たり、申告情報内の宛名情報を共通宛名システムが保有する個人番号と突合する。 ②生活保護関係情報と突合し、非課税等を決定する。 ③課税対象者のうち、住登外対象者について個人番号と突合できない場合は、情報提供ネットワーク等を参照し、個人番号を特定する。
⑥使用開始日		平成27年10月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	個人市民税システムの運用管理業務	
①委託内容	申告情報のデータ化及び賦課計算による賦課情報データの作成・運用管理、又は、賦課情報データを基にした納税者等への申告書・通知等の印刷・封入・封函	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	eLTAXシステム及び国税連携システムの運用管理業務	
①委託内容	電子申告データ(給与支払報告書、年金支払報告書等)及び国税庁からの確定申告書データ受信等の運用管理業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社NTTデータ・アイ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	地方税共同機構から「認定委託先業者」として承認を受けており、「eLTAXサポート事業者」として登録されていること。
	⑥再委託事項	ソフトウェアのバージョンアップ等現地で生ずるサポート業務
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (62) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (33) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法別表の上欄に掲げる者(別紙2を参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	番号法別表の下欄に掲げる事務(別紙2を参照)
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定及び更正決定時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
<p>保管場所 ※</p>	<p><個人住民税システム・番号管理連携システムにおける措置> ①特定個人情報は、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管される。 ②当該サーバへのアクセスは、権限管理により制限され、生体認証が必要となる。</p> <p><eLTAXシステム・国税連携システムにおける措置> ①特定個人情報は、地方税共同機構内のデータセンター内のサーバーで保管される。 ②草加市から当該サーバへのアクセスは、専用端末からしかできないよう制限される。</p> <p><マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	
<p>—</p>	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 課税対象者情報として、以下の項目を記録している。

住民コード 予備キー 世帯番号 住民税用世帯番号 続柄コード 続柄漢字 氏名カナ1 氏名カナ2 生年月日 性別 誰に世帯 誰に住
扶養者特定表示 扶養専従区分 配偶者区分 配偶者住民コード 障害者控除 老人扶養控除 住民区分 住定事由 住民となった年月日
住民でなくなった年月日 住所編集パターン 行政区コード 住所コード 棟番号 番地コード 号コード 枝番コード 子枝番コード 市外コード
賦課期日住所漢字 賦課期日方書漢字 賦課期日氏名漢字 賦課期日通称名漢字 通称名カナ 世帯主氏名カナ 世帯主氏名漢字 世帯内
グループ 筆頭者氏名 世帯内順位 税世帯続柄 通知書番号 電話番号 外国人残留資格 国籍コード 納通公示 住登外課税通知 生保
区分 家屋敷事業所フラグ 処理年月日

(2) 課税内容として、以下の項目を記録している。

住民コード 賦課期日住所漢字 賦課期日氏名漢字 徴収区分 合算区分 課税資料種別 課税資料名称 主たる資料番号簿冊番号 主た
る資料番号総括表一連番号 主たる資料番号一連番号 事業所番号 同配(控配)有無 未成年 寡フ区分 勤労学生 本人障害 老人扶養
人数 同居老人扶養人数 特定扶養人数 その他扶養人数 年少扶養人数 特障扶養人数 同居障害者人数 他障扶養人数 生年月日 生
命保険料区分 居住年月日 営業所得 農業所得 不動産所得 利子所得 配当所得住民税値 投信配当所得 株式等譲渡所得(一般等
分) 株式等譲渡所得(上場等分) 分離配当等所得 分離配当繰越損失後 給与収入 給与所得算出値 特徴給与収入 主給与収入 専従
者給与収入 特徴給与所得 先物所得 年金収入 その他雑所得 年金所得 雑所得 総合短期譲渡所得 総合長期譲渡所得二分の一前
一時所得二分の一前 山林所得 退職所得住民税値 分離短期譲渡所得一般特別控除前 分離短期譲渡所得一般特別控除額 分離短期
譲渡所得軽減特別控除前 分離短期譲渡所得軽減特別控除額 分離長期譲渡所得一般特別控除前 分離長期譲渡所得一般特別控除額
分離長期譲渡所得特定特別控除前 分離長期譲渡所得特定特別控除額 分離長期譲渡所得軽減特別控除前 分離長期譲渡所得軽減特別
控除額 総所得 合計所得 総所得金額等の合計 繰越損失総所得分 繰越損失分離短期分 繰越損失先物分 繰越損失分離長期分 繰
越損失一般等株式分 繰越損失上場等株式分 繰越損失分離配当等分 繰越損失居住用特例分 繰越損失山林分 繰越雑損失 譲渡割
配当割 臨時所得 変動所得 変動超過額 特定支出合計額 総合譲渡控除使用額 非課税所得 免税所得 所得合計 配当所得2分の1
配当所得4分の1 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 小規模共済控除 旧生命保険料支払額 新個人年金支払額 新生命保険料支
払額 介護保険料支払額 生命保険料控除 地震保険料支払額 地震保険料 寄附金控除額地方公共団体以外 扶養控除 配偶者控除入
力値 配偶者特別控除入力値 配偶者控除算出値 配偶者特別控除算出値 配偶者の所得 外国税額控除市分 外国税額控除県分 退職
所得所得税値 繰越控除入力値 平均課税対象額 特別障害者扶養控除 その他障害者扶養控除 一般寡婦控除 ひとり親控除 勤学控除
本人障害控除 基礎控除 所得控除合計 旧個人年金支払額 地震保険料控除額所得税 損害保険長期支払額 損失繰越額 市減免額
県減免額 医療費支払額 医療費補填額 住宅取得特別控除 住宅借入金控除可能額 住宅借入金等控除残額 寄附金支払額地方公共団
体 都道府県条例寄附金入力値 市区町村条例寄附金入力値 寄附金支払額(申告特例) 市民税寄附金控除 県民税寄附金控除 市民税
寄附金特例控除 県民税寄附金特例控除 市民税寄附金申告特例控除 県民税寄附金申告特例控除 課税標準分離配当 市算出所得割分
離配当 県算出所得割分離配当 住宅借入金等控除残額市 住宅借入金等控除残額県 市配当控除 県配当控除 所得金額調整控除額
所得金額調整控除種別 年税額
処理事由 異動事由 処理年月日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>●対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p> <p>①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p> <p>②申請書等は一人につき一通ずつ記載する書面様式として、申請者が本人以外の申請を誤って行うことのないようにする。</p> <p>③住民以外から提出のあった申告等情報について、課税対象情報と紐付かないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、保有・保管は行わない。（ただし、資料の紛失等回避のため、資料回送の履歴としては保管する。）</p> <p><マイナポータル申請管理における措置></p> <p>・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p> <p>●対象者における必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p> <p>①本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。</p> <p>②不必要な書類は受け取らないようにする。もし不必要な書類を提出された場合は返還する。</p> <p>③電子記録媒体での課税資料の提出があった場合、本市に出すべきものであるかどうかの確認を厳格に行い、もし送付誤り(他都市分等)が判明した場合は返却する。</p> <p><個人住民税申告ポータルにおける措置></p> <p>・住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: right;">3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

●不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置

- ①書面を本人へ提示する際、利用目的及び記載内容について、説明した上で記載を求めている。
- ②調査、照会等により情報を入手する際は照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。

<個人住民税申告ポータルにおける措置>

- ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。
- ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。

●入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置

- ①入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。
- ②正確性に疑義が生じた場合は税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。
- ③庁内連携や情報提供ネットワークを利用して情報の正確性を確保している。

(入手の際の本人確認の措置の内容)

<個人住民税申告ポータルにおける措置>

- ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。

(特定個人情報の正確性確保の措置の内容)

<個人住民税申告ポータルにおける措置>

- ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

●入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置

- ①電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXシステムの専用回線を使用し、第三者による不正な情報取得を防いでいる。
- ②庁内連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用することで、漏えいリスクを軽減している。

<マイナポータル申請管理における措置>

- ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	①個人住民税システムは、業務に関係のない情報を保有していない。 ②個人住民税システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて他システムと連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。また、他事務との情報連携においては、個人番号を用いた連携は行わない。 ③システム毎のアクセス制御と利用者単位での権限管理をしており、事務に必要なない情報については参照できないよう制御を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	パソコンのログインの際は、生体認証及びパスワードの二要素認証を行っており、システムを利用する際にもパスワードを求めている。また、システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、ユーザーIDのログ管理を行っている。		

その他の措置の内容	<p>●アクセス権限の発効・失効の管理 (具体的な管理方法) <マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。</p> <p>① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。</p> <p>② 失効の管理 ・定期的又は権限が不要になったタイミングで、ユーザ情報を確認し、速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>●従業員が事務外で使用するリスクに対する措置 (リスクに対する措置の内容) <マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理へアクセスできる端末を制限する。</p> <p>●特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 (リスクに対する措置の内容) <マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。</p>		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報取扱特記事項として、秘密保持、作業場所の特定、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止、委託目的以外の使用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、個人情報の返還又は処分、措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償等について定めている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>●情報保護管理体制に不備があるリスクに対する措置 ①委託先は委託元からの指示がない限り特定個人情報にアクセスできないこととするとともに、アクセスした場合には操作履歴(ログ)を記録することとしている。 ②委託先への立ち入り調査を実施している。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><番号管理連携システムにおける措置> ①情報提供処理については、原則、自動連携に限定しており、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><番号管理連携システムにおける措置> ①情報提供処理については、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。 ②情報提供処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

●安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

●入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

●入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。

②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。

●不適切な方法で提供されるリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

●誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

●その他のリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置
(リスクに対する措置の内容)
<マイナポータル申請管理における措置>
・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。
- 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置
(消去手順(手順の内容))
<マイナポータル申請管理における措置>
・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。

8. 監査

実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	--------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><草加市における措置> ①草加市情報セキュリティ対策基準において研修の実施が定められており、職員を対象とした情報セキュリティ研修を定期的実施し、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底行っている。 ②新採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を実施している。 ③他団体の情報セキュリティに関する事例を情報共有し、注意喚起を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 総務部市民税課又は総務部庶務課 【市民税課】048-922-1042 【庶務課】048-922-0954
②請求方法	①開示は、個人情報の保護に関する法律第76条及び第77条の規定に基づき、必要事項を記入した開示請求書を提出する。 ②訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止は、個人情報の保護に関する法律第90条、第91条、第98条及び第99条の規定に基づき、必要事項を記入した訂正等請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 総務部市民税課 048-922-1042
②対応方法	・問合せがあった場合、問合せ内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、事務担当部署において必要な対応を行い、個人情報保護主管部署へ報告する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年11月12日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月20日	I 6. ②所属長	市民税課長 染谷 好寛	参事(兼)市民税課長 染谷 好寛	事後	人事異動による修正
平成28年6月20日	II 3. ①入手元	[○] 評価実施機関内の他部署(市民課、保険年金課、後期高齢者・重心医療課、子育て支援課、保育課、福祉課、長寿・介護福祉課)	[○] 評価実施機関内の他部署(市民課、保険年金課、子育て支援課、保育課、福祉課、介護保険課)	事後	組織変更による修正
平成28年6月20日	別紙2	移転先No.9 住宅都市計画課 移転先No.14 長寿介護福祉課 移転先No.20 後期高齢者・重心医療課 移転先No.22 長寿介護福祉課 移転先No.24 子ども政策課	移転先No.9 資産活用課 移転先No.14 長寿支援課 移転先No.20 保険年金課 移転先No.22 介護保険課 移転先No.24 子育て支援課	事後	組織変更による修正
平成28年8月22日	I 2. システム1②システムの機能	納税者(個人)単位で、非課税も含む課税証明書を発行する。	納税者(個人)単位で、非課税も含む課税証明書を発行する。 ⑦証明書発行システム連携機能 証明書発行システムと最新の証明書情報の連携を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年8月22日	I 2. システム1③他のシステムとの接続	番号管理連携システム	番号管理連携システム、証明書発行システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年8月22日	I 2. システム7①システム名称	—	証明書発行システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年8月22日	I 2. システム7②システムの機能	—	①既存システム連携機能 証明書発行要求を受け、税務システム等から証明書情報を連携する機能 ②証明書データ作成機能 既存システムから取得した証明書情報から証明書データ(PDF)を作成する機能 ③証明書交付センター連携機能 証明書交付センターからの証明書発行要求を受信する機能及び証明書交付センターへの証明書データを送信する機能	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年8月22日	I 2. システム7③他のシステムとの接続	—	[○]庁内連携システム [○]既存住民基本台帳システム [○]税務システム [○]その他(証明書交付センターシステム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

平成28年10月5日	I 5. ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)	事後	根拠規定見直しによる修正
平成28年10月5日	I 5. ②法令上の根拠	—	別紙1 提供先No.20、No.41を修正、No.55を削除、No.57を追加 提供先No.20～39をNo.21～40へ、No.40～54をNo.42～56へ、No.56をNo.57へ項番変更 別表第二の項番120を119に修正	事後	根拠規定見直しによる修正
平成30年2月5日	Ⅲ6. リスク2:不正な提供が行われるリスク	③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行うことで、	③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないことで、	事後	記載誤謬による修正
平成30年2月5日	(別添1)ファイル記録項目	未公開株所得 上場株所得 分離配当所得 繰越損失株式分 繰越損失分離配当分	株式等譲渡所得(一般等分) 株式等譲渡所得(上場等分) 分離配当等所得 繰越損失一般等株式分 繰越損失上場等株式分 繰越損失分離配当等分 寄附金支払額(申告特例) 市民税寄附金申告特例控除 県民税寄附金申告特例控除	事後	税制改正に伴う所得項目の名称変更および取扱いの変更による修正
平成30年2月5日	別紙2	移転先No.6 福祉課 移転先No.21 福祉課	移転先No.6 生活支援課 移転先No.21 生活支援課	事後	組織変更による修正
平成30年7月27日	I 6. ②所属長の役職名	参事(兼)市民税課長 染谷 好寛	課長	事後	様式変更に伴う修正
平成30年7月27日	II 3. 特定個人情報の入手・使用	福祉課	生活支援課	事後	組織変更による修正
平成30年7月27日	Ⅲ2. リスク:目的外の入手が行われるリスク	本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により	本人の個人番号カード、身分証明書の提示等により	事後	記載誤謬による修正
令和1年5月28日	(別添1)ファイル記録項目	控配有無	同配(控配)有無	事後	税制改正に伴う所得項目の名称変更
令和2年2月10日	I 2. システム3②システムの機能	—	⑤共通納税システム 納税者が地方団体へ行った電子納税の納付情報を電子データで受信する。	事後	システムの更改による修正

令和2年2月10日	I 5. ②法令上の根拠	<p>●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)</p>	<p>●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p>	事後	根拠規定見直しによる修正
令和2年2月10日	II 4. 委託事項2⑤再委託の許諾方法	地方電子化協議会から「認定委託先業者」として承認を受けており、「eLTAXサポート事業者」として登録されていること。	地方税共同機構から「認定委託先業者」として承認を受けており、「eLTAXサポート事業者」として登録されていること。	事後	税制改正に伴う組織名称の変更による修正
令和2年2月10日	II 5. 提供・移転の有無	提供を行っている 56件、移転を行っている 23件	提供を行っている 60件、移転を行っている 32件	事後	根拠規定見直しによる修正
令和2年2月10日	別紙1	—	提供先項番20、53、117を追加、項番119を120へ修正	事後	根拠規定見直しによる修正
令和2年2月10日	別紙2	—	移転先項番12、34、35、44を追加	事後	根拠規定見直しによる修正
令和2年2月10日	II 5. 移転先1⑥移転方法	[]紙	[○]紙	事後	根拠規定見直しによる修正
令和2年2月10日	II 6. 保管場所	①特定個人情報は、一般社団法人地方税電子化協議会のデータセンター内のサーバーで保管される。	①特定個人情報は、地方税共同機構内のデータセンター内のサーバーで保管される。	事後	税制改正に伴う組織名称の変更による修正
令和2年2月10日	III 3. リスク2ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員と特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、静脈認証によるログイン管理を行っている。また、ユーザーIDのログ管理を行っている。	パソコンのログインの際は、生体認証及びパスワードの二要素認証を行っており、システムを利用する際にもパスワードを求めている。また、システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、ユーザーIDのログ管理を行っている。	事後	システムのログイン方法変更に伴う修正
令和2年2月10日	III 9. 従業者に対する教育啓発 具体的な方法	—	<p><草加市における措置></p> <p>③他団体の情報セキュリティに関する事例を情報共有し、注意喚起を行っている。</p>	事後	研修内容の追加による修正
令和2年11月12日	I 2. システム3②システムの機能	④申請・届出データ審査・照会機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、特別徴収事務に係る申請書(異動届出書等)の審査と管理を行う。	④申請・届出データ審査・照会機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、特別徴収事務に係る申請書(異動届出書等)、申告特例通知の審査と管理を行う。	事後	システムの更改による修正

令和4年1月31日	(別添1)ファイル記録項目 (2)課税内容として、以下の項目を記録している。	— — 寡夫控除 特別寡婦控除 — —	市配当控除 県配当控除 — ひとり親控除 所得金額調整控除額 所得金額調整控除種別	事後	税制改正に伴う所得項目の名称変更
令和4年1月31日	I 5. ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号利用法改正に伴う号ズレによる修正
令和4年1月31日	II 5. ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	番号利用法改正に伴う号ズレによる修正
令和4年12月7日	I 5. ②法令上の根拠	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事後	根拠規定見直しによる修正
令和4年12月7日	別紙1	—	提供先項番30、121を追加	事後	根拠規定見直しによる修正
令和4年12月7日	別紙2	—	移転先項番101を追加	事後	根拠規定見直しによる修正
令和4年12月7日	IV 1. ①請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 048-922-0151 総務部市民税課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 総務部市民税課又は総務部庶務課 【市民税課】048-922-1042 【庶務課】048-922-0954	事後	請求先の見直しに伴う修正
令和4年12月7日	IV 2. ①連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 048-922-0151 総務部市民税課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 総務部市民税課 048-922-1042	事後	請求先との表記の整合に伴う修正
令和4年12月7日	V 1. ①実施日	2015/2/12	令和2年11月12日	事後	記載誤謬により修正
令和5年9月5日	II 5. 提供・移転の有無	提供を行っている 60件、移転を行っている 32件	提供を行っている 62件、移転を行っている 33件	事後	根拠規定見直しによる修正

令和5年9月5日	別紙2	移転先No.33 臨時特別給付金室	移転先No.33 福祉政策課	事後	組織変更による修正
令和6年5月8日	I 2. システム8	(空白)	窓口支援システム ①市民の4情報を取得して申請書に転記する機能 ②次に行くべき窓口の候補を一覧表として出力する機能	事後	利用システムの追加に伴い変更
令和6年5月8日	II 3.特定個人情報の入手・使用	市民課、保険年金課、子育て支援課、保育課、生活支援課、介護保険課	市民課、保険年金課、こども政策課、保育課、生活支援課、地域介護課	事後	組織変更による修正
令和6年5月8日	IV 1. ②請求方法	①開示は、草加市個人情報保護条例第16条及び17条の規定に基づき、必要事項を記入した開示請求書を提出する。 ②訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止は、草加市個人情報保護条例第26条及び27条の規定に基づき、必要事項を記入した訂正等請求書を提出する。	① 開示は、個人情報の保護に関する法律第76条及び第77条の規定に基づき、必要事項を記入した開示請求書を提出する。 ② 訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止は、個人情報の保護に関する法律第90条、第91条、第98条及び第99条の規定に基づき、必要事項を記入した訂正等請求書を提出する。	事後	法令改正に伴う変更
令和6年5月8日	別紙2	移転先No.1、4、6、15、19、21、22、24、26、31 子育て支援課 移転先No.29 介護保険課	移転先No.1、4、6、15、19、21、22、24、26、31 こども政策課 移転先No.29 地域介護課	事後	組織変更による修正
令和7年8月7日	I 4. 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の16の項	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表の24の項	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	I 4. 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第16条	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第16条	事後	法令改正に伴う修正

令和7年8月7日	I 5. ②法令上の根拠	<p>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項)</p>	<p>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」とある項(48の項)</p>	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	I 5. ②法令上の根拠	<p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p>	<p>●番号法第19条第8号に基づく主務省令</p> <p>上記、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における法令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p>	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	II 5. 提供先1	番号法別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	II 5. ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	II 5. ②提供先における用途	番号法別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)	事後	法令改正に伴う修正

令和7年8月7日	Ⅱ5. 移転先1	番号法別表第一の上欄に掲げる者(別紙2を参照)	番号法別表の上欄に掲げる者(別紙2を参照)	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅱ5. ①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案	番号法第9条第2項及び草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅱ5. ②移転先における用途	番号法別表第一の下欄に掲げる事務(別紙2を参照)	番号法別表の下欄に掲げる事務(別紙2を参照)	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅱ6. 特定個人情報の保管・消去	①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ5. ルール内容及びルール遵守の確認方法	②草加市個人情報保護条例及び草加市情報公開・個人情報保護審議会答申に定められた個人情報の目的外利用の承認基準に該当する場合には限り、市民税課で審査の上、承認している。	②個人情報の保護に関する法律及び草加市情報公開・個人情報保護審議会答申に定められた個人情報の目的外利用の承認基準に該当する場合には限り、市民税課で審査の上、承認している。	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ6. リスク2:不正な提供が行われるリスク	③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。	①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。	事前	利用システムの更改に伴う修正

令和7年8月7日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ7. その他の措置の内容	①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	利用システムの更改に伴う修正

令和7年8月7日	Ⅲ7. その他の措置の内容	②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ9. 従業員に対する教育・啓発	①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅲ10. その他のリスク対策	①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	利用システムの更改に伴う修正
令和7年8月7日	別紙1	過去の法令(主に令和6年度の番号法改正以前の法令)に基づく記載	変更日時点の法令に基づく記載	事後	法令改正に伴う修正

令和7年8月7日	別紙2	過去の法令(主に令和6年度の番号法改正以前の法令)に基づく記載	変更日時点の法令に基づく記載	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	別紙2	移転先No.11、17 資産活用課	移転先No.11、17 住宅政策課	事後	組織変更による修正
令和7年9月17日	I 2. システム9①システム名称	(空白)	個人住民税申告ポータル	事前	利用システムの追加に伴う修正
令和7年9月17日	I 2. システム9②システムの機能	(空白)	個人住民税についてオンラインで申告ができる機能	事前	利用システムの追加に伴う修正
令和7年9月17日	I 2. システム9③他のシステムとの接続	(空白)	[O]その他(マイナポータル申請管理)	事前	利用システムの追加に伴う修正
令和7年9月17日	I 2. システム10①システム名称	(空白)	マイナポータル申請管理	事前	利用システムの追加に伴う修正
令和7年9月17日	I 2. システム10②システムの機能	(空白)	【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事前	利用システムの追加に伴う修正
令和7年9月17日	II 4. 委託事項2③委託先名	株式会社NTTデータ	株式会社NTTデータ・アイ	事後	委託先変更に伴う修正
令和7年9月17日	II 6. 特定個人情報の保管・消去	(既存部分省略)	<マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。	事前	利用システムの追加に伴う修正
令和7年9月17日	III 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク	●対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 (既存部分省略)	●対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 (既存部分省略) <マイナポータル申請管理における措置> ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事前	利用システムの追加に伴う修正
令和7年9月17日	III 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク	●対象者における必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 (既存部分省略)	●対象者における必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 (既存部分省略) <個人住民税申告ポータルにおける措置> ・住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	利用システムの追加に伴う修正

令和7年9月17日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	●不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 (既存部分省略)	●不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 (既存部分省略) <個人住民税申告ポータルにおける措置> ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	利用システムの追加に伴う修正
令和7年9月17日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	●入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 (既存部分省略)	●入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 (既存部分省略) (入手の際の本人確認の措置の内容) <個人住民税申告ポータルにおける措置> ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 (特定個人情報の正確性確保の措置の内容) <個人住民税申告ポータルにおける措置> ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	利用システムの追加に伴う修正

令和7年9月17日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	●入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 (既存部分省略)	●入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 (既存部分省略) <マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	利用システムの追加に伴う修正
令和7年9月17日	Ⅲ3. リスク2 その他の措置の内容	(空白)	●アクセス権限の発効・失効の管理 (具体的な管理方法) <マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は権限が不要になったタイミングで、ユーザ情報を確認し、速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	事前	利用システムの追加に伴う修正
令和7年9月17日	Ⅲ3. リスク2 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空白)	●従業員が事務外で使用するリスクに対する措置 (リスクに対する措置の内容) <マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理へアクセスできる端末を制限する。	事前	利用システムの追加に伴う修正
令和7年9月17日	Ⅲ3. リスク2 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空白)	●特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 (リスクに対する措置の内容) <マイナポータル申請管理における措置> ・マイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。	事前	利用システムの追加に伴う修正

令和7年9月17日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	●物理的対策 (既存部分省略)	●物理的対策 (既存部分省略) ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定を講じている。	事前	利用システムの追加に伴う修正
令和7年9月17日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	●技術的対策 (既存部分省略)	●技術的対策 (既存部分省略) ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	利用システムの追加に伴う修正
令和7年9月17日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空白)	●特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 (リスクに対する措置の内容) ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事前	利用システムの追加に伴う修正
令和7年9月17日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空白)	●特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 (消去手順(手順の内容)) ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。	事前	利用システムの追加に伴う修正